

## ラ・ウニオン港コンセッション法改革法概要

### 1 背景

ラ・ウニオン港は2008年に竣工し、2011年にラ・ウニオン港コンセッション法が策定され、2015年には国際競争入札が行われたが、前段階評価を通過した4企業からのいずれからも入札の提示がなく、不調に終わった。これを受け、よりコンセッションの内容を魅力的なものとするべく、2018年1月、ラ・ウニオン港コンセッション法改革法が国会承認された（同年2月に発効）。主な変更点は以下のとおり。

(1) 多様なオペレーターが応札可能となった（最低3千万ドルの初期投資義務の削除、オペレーション実績義務の削除）。

(2) オペレーター側の計画に関する自由度が上がった（コンセッションを港湾全体にするか、一部にするかは、オペレーターの計画次第で、浚渫を含む多くの内容が、オペレーターの計画に拠ることとなった）。

(3) オペレーターは長期的計画が可能となった（コンセッション付与年数が30年から50年に変更）。

### 2 ラ・ウニオン港コンセッション法改革法概要

#### ●コンセッションの範囲と条件：第4条（第2条改正）

ラ・ウニオン港コンセッションの技術的、法的、経済的、財政的条件及びコンセッションの対象となる不動産の技術的概要、動産の技術的スペックは、入札図書、コンセッション契約書に詳述される。

コンセッションの最小限の対象はコンテナ専用多目的ターミナルフェーズ1。その他のラウニオン港内の区域、施設もコンセッションの対象となり得るが、港湾外部地区は対象外。

#### ●浚渫の様式及び航路の維持管理：第6条（第4条Aの追加）

航路の浚渫の様式については、コンセッショネアのオペレーションの規模に応じ、以下のいずれかが責任を追う。

- a) エルサルバドル国家
- b) エルサルバドル国家及びコンセッショネア
- c) コンセッショネア

各様式の詳細は入札図書に記載される。

いずれの様式においても水深は漸次的に深くしなくてはならない。

#### ●コンセッション期間：第7条（第5条改正）

コンセッション期間は最大50年間

#### ●コンセッション区域：第8条（第6条改正）：

ラ・ウニオン港のコンセッション区域は入札図書及び契約書において指定される。応札社はターミナル拡張可能な土地の区域、埋め立て建設可能区域（areas de reclamacion al mar）、建築物、駐車場、アクセス航路インフラの開発計画を提示する。

●既存機材の購入：第9条（第7条改正）

CEPA がラ・ウニオン港において有する既存のオペレーション用機材は、入札図書及び契約書において詳述される市場価格によって、コンセッションの開始時にコンセッショネアが購入しなくてはならない。

●落札判定の要素：第10条（第8条改正）

落札判定の要素は入札図書に記載される。

●国会承認：第15条（第13条改正）

ラ・ウニオン港のコンセッションは国会の承認を要する。

●コンセッションの財産：第17条（第18条の改正）

コンセッショネアはコンセッションの有効期間中は購入した動産の名義を維持し、自由裁量権を有する。

●タリフ：第20条（第21条の改正）

CEPA は必要に応じ、参考用のタリフ表を作成する。

コンセッショネアはラ・ウニオン港のオペレーションの開始に先立ち、自身のタリフ表を作成し海運庁の承認を得る。

●施設の返却：第21条（第22条の改正）

コンセッション期間終了後、コンセッショネアはCEPA に対し港湾設備を返却する。

●コンセッション契約の譲渡：第22条（第23条の改正）

オペレーターとなるコンセッショネアは、譲渡相手が経験、財政・法的能力の最低条件を満たす限りにおいて、CEPA と海運庁の事前許可及び国会承認のもと、コンセッション契約を全面的に譲渡することが出来る。

●紛争解決：第24条（第25条の改正）

コンセッション契約において、仲裁法、投資協定、その他国際的規範に沿った法的な裏付けのある国内・国際紛争解決メカニズムを定めなければならない。

●コンセッションの終了：第25条（第26条の改正）

コンセッション期間の終了に際し、CEPA は以下のいずれかを選ぶ。

- a) コンセッションが付与されていたインフラを直接的に運営する
- b) 再度コンセッション入札を行う
- c) コンセッション期間終了から4年前のコンセッショネアの事前申請に基づき、同期間ないしより短い期間のコンセッションの延長を行う